

役員等の報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人全国脊髄損傷者連合会（以下「本会」という。）定款第32条の規定に基づき、常勤並びに非常勤の理事並びに監事（以下、役員等）の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、常勤並びに非常勤の理事並びに監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事並びに監事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、理事並びに監事のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員には、（別表1）常勤役員俸給表に基づき、毎月役員報酬を支給する。

3 役員等に対して、本会より特別の任務としてセミナー等の講師、原稿の執筆又は審議会等の委員を委嘱した場合に限り、別に定める役員等への謝金支給規則に基づき講師謝金、執筆謝金又は委員日当を支給することができる。

4 役員等には、役員賞与を支給しない。

5 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第7条に規定する退職慰労金を支給することができる。

6 代表理事は、役員等の報酬の総額並びに退職金の総額について、理事及び監事の総額を別々に定めて、社員総会の議決を求めるものとする。

7 非常勤役員には、（別表1）常勤役員俸給表の1号の10分の1以内の範囲内に基づき、毎月役員報酬を支給する。なお、金額においては予算の状況に応じ理事会にて決定する。

8 前項の非常勤の役員等の報酬の額は、理事会において減額することができる。

(報酬の額)

第4条 本会の常勤役員の報酬月額、（別表1）常勤役員俸給表のとおりとし、各々の理事の報酬月額は、俸給表のうちから代表理事が理事会の承認を得て決め、監事の報酬月

額は前条6項の総額の範囲内において、俸給表のうちから監事の協議によって決めるものとする。

(報酬の支給)

第5条 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。

(講師謝金、執筆謝金及び委員日当)

第6条 役員等が代表理事より次の特別の任務を委嘱されたときは、別に定める役員等への謝金支給規則に基づき、各号の謝金を支給する。

- (1) セミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師 講師謝金
- (2) 原稿執筆 執筆謝金
- (3) 国、地方自治体並びにそれらの外郭団体等が開催する審議会若しくは検討会等の委員 委員日当

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間1年度ごとに、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限として、常勤の理事にあっては代表理事が理事会の承認を得て決定し、常勤の監事にあっては監事の協議によって決定する。ただし、在職期間は当初就任日より起算して8年間を上限とする。

(費用)

第8条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、社員総会の議決により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財

団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則2

非常勤の理事、監事等役員の報酬は一事業年度分の報酬を年度末に一括支払いとすることができる。

附則3

2014年6月2日第13回定時総会神奈川県大会において改定。

附則4

2018年6月9日第17回定時総会石川県大会にて改定。

附則5

2019年6月23日第18回定時総会山形県大会にて改定。

附則6

2020年6月7日第19回定時総会にて改定。

(別表1) 常勤役員俸給表(単位:円/月)

第1号	100,000	第11号	300,000	第21号	500,000
第2号	120,000	第12号	320,000	第22号	520,000
第3号	140,000	第13号	340,000	第23号	540,000
第4号	160,000	第14号	360,000	第24号	560,000
第5号	180,000	第15号	380,000	第25号	580,000
第6号	200,000	第16号	400,000	第26号	600,000
第7号	220,000	第17号	420,000	第27号	620,000
第8号	240,000	第18号	440,000	第28号	640,000
第9号	260,000	第18号	460,000	第29号	660,000
第10号	280,000	第20号	480,000	第30号	680,000

注意事項

この常勤役員等の報酬表の改定に当たって本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準の趣旨に反して、社会常識を超える常勤の役員等の報酬の上限の額を超えた俸給を支給することはできない。

役員等への謝金支給規則

(目的)

第 1 条 この規則は、役員等の報酬規程第 3 条第 3 項に基づいて理事又は監事（以下「役員等」という。）に支給する謝金について定める。

(本会主催の講演会・セミナー等の講師謝金)

第 2 条 役員等が、本会主催の講演会、セミナー又はこれに類する会合（以下「講演会等」という。）の講師を務めたとき、本会は 1 回につき 5 万円を限度として、講師謝金を支払うことができる。

2 前項の規定において、受託した補助金事業に別段の定めがあるときは、5 万円を超えて支給することができる。

(共催の講師謝金)

第 3 条 役員等が、本会が他と共催する講演会等の講師を務め、共催先から講師派遣料を収受したときは、本会は下記各号による謝金を支払うことができる。

- (1) 常勤理事 収受した講師派遣料の 70%
- (2) 常勤理事以外の役員等 収受した講師派遣料の 80%

(その他の講演会の講師謝金)

第 4 条 役員等が他の依頼による講演会等の講師を務め、依頼元から講師派遣料を収受したときは、本会は下記各号による謝金を支払うことができる。

- (1) 代表理事及び業務執行理事 収受した講師派遣料の 50%
- (2) 代表理事又は業務執行理事以外の理事 収受した講師派遣料の 70%
- (3) 監事 収受した講師派遣料の 80%

(原稿執筆謝金)

第 5 条 役員等が、本会の発行する月刊誌又は書籍に執筆したときは、本会は第三者が執筆した際に支払われる執筆謝金に相当する金額を限度として執筆謝金を支払うことができる。

2 代表理事は、必要に応じて、前項の原稿執筆謝金の単価を減額することができる。

3 代表理事は、原稿執筆謝金の単価を社会通念上妥当な額であり、公益法人会計の予算内で単価を増額することができる。

(委員日当)

第 6 条 役員等が国、地方自治体並びにそれらの外郭団体等が開催する審議会若しくは検討会等の委員を務めたときは、依頼元からの委員謝金の収受の有無にかかわらず、本会は、委員としての出席 1 回につき 5,000 円の委員日当を支払うこととする。

(改正)

第 7 条 この規則の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補足)

第 8 条 この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定

めるものとする。

附則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規則は、2020年6月7日から施行する。

附則

この規則は、2022年5月15日から施行する。